

議案第 38 号

四万十町観光物産センター等条例の一部を改正する条例について

四万十町観光物産センター等条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 3 月 11 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町観光物産センター等条例の一部を改正する条例

四万十町観光物産センター等条例（平成18年四万十町条例第135号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

四万十町大正観光物産センター	四万十町大正240番地 9
----------------	---------------

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。